塩嶺鳥獣保護区特別保護地区指定の概要

1 特別保護地区の概要

(1)特別保護地区の名称塩嶺鳥獣保護区特別保護地区

(2)特別保護地区の区域

岡谷市塩尻峠付近の国道 20 号線と市道小野立公園内線との接点を起点①とし、同点から同国道を北西進し、同国道(旧道)と松井沢との交点②に至り、同点から同沢を北東進し、同沢と塩尻市と岡谷市の市界との接点③に至り、同点から同市界を北進し、通称カエルが池(カワズが池)との接点④に至り、同点から今井区有林と小井川区有林の境界線を東進し、同境界線と塩嶺高ボッチハイキングコースとの交点⑤に至り、同点から同ハイキングコースを南進し、林道大蛇組(おおだくみ)線との接点⑥に至り、同点から岡谷市民有林 10 林班と 13 林班界を西進し、同 10 林班「ほ」小班と「り」小班界との交点⑦に至り、同点から同小班界を南進し、林道塩嶺高ボッチ山線及び林道堤洞(つつみぼら)線を横断し更に南進し、林道塩嶺高ボッチ山線及び林道堤洞(つつみぼら)線を横断し更に南進し、林道塩嶺高ボッチ山線との交点⑧に至り、同点から同林道を南東進し、同植物園界と深沢との接点⑩に至り、同点から同れを南進し、同派と旧中仙道との交点⑪に至り、同点から同道を北西進し、同道と市道小野立公園内線との接点⑫に至り、同点から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし塩尻市大字東山上条益司の宅地及び農地 2 ヘクタールは除く。

(面積 121ヘクタール)

(3)特別保護地区の存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで(10年間)

- 2 特別保護地区の保護に関する指針
- (1)特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の特別保護地区
- (2) 特別保護地区の指定目的

当該特別保護地区を含む塩嶺鳥獣保護区は多様な森林環境を有する広大な面積を有し、鳥獣の生息環境として好条件を備えた地域である。

また、西側には東山地区鳥獣保護区、北側には美ヶ原鳥獣保護区が近接して設定されているほか、ほぼ全域が国定公園に指定されており、広域的な鳥獣の生息環境保全上重要な区域となっている。

中でも、当該地域は多くの野鳥が生息する多様な環境が人間の身近な区域に存在しており、「小鳥の森」にも指定されている。野鳥観察等の活動も盛んで、昭和29年に始まった「小鳥バス」は72年間走り続け、地元のみならず全国的にも認知されている。また、小鳥たちのさえずりの美しさから、環境省の「日本の音風景百選」

にも選ばれている。

以上のとおり、当該地域は鳥獣保護意識の普及啓発上非常に重要であり自然環境 の保全上も適切な地域であるため、引き続き特別保護地区として指定するもので ある。

(3) 保護管理方針

当該地域の保護管理に当たっては、鳥獣の生息場所として指定の目的を妨げない 範囲で森林を健全な状態で維持するために必要な森林整備を推進するとともに、 入り込み者の利用圧が過大にならないよう留意しながら、地元岡谷市や関係団体 と協力して普及啓発に努めていく。

なお、当該区域の指定目的や区域を明示した諸標識を必要な個所に設置する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 121 ha

内訳

ア形態別内訳

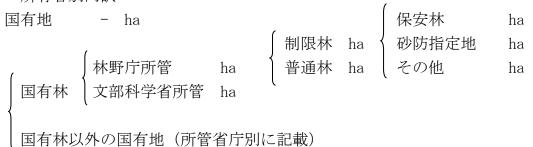
林 野 120 ha

農耕地 - ha

水 面 - ha

その他 1 ha

イ 所有者別内訳



公有水面 - ha

一級河川 (河川法第9条2項の区間を除く) の河川区域 - ha

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然環境保全法による地域 - ha 自然環境保全地域特別地域 ha 自然環境保全地域普通地域 ha 自然公園法による地域 121 ha 特別保護地区 - ha (八ヶ岳中信高原国定公園) 特別地域 121 ha 普通地域 - ha

農振法による農業振興地域 - ha 農用地区域 - ha

文化財保護法による地域 - ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該特別保護地区を含む塩嶺鳥獣保護区は岡谷市の北西部及び塩尻市の東部に 位置する標高 900m から 1,300m の地域に位置している。

イ 地形、地質等

地形は緩やかな尾根地形を呈している。鞍部には池沼が見られるとともに森林 内には湧水もあり、水系は多様である。地質は、新生代の安山岩を基岩としてい る。

ウ 植物相の概要

区域の大部分を森林が占めており、天然林はナラ等の広葉樹及びアカマツが、人 工林はカラマツ及びヒノキが主要な樹種となっている。

エ動物相の概要

鳥類は、サンショウクイ等の森林性の野鳥をはじめ 120 種を超える野鳥が観察 されている。獣類は、キツネ、タヌキ、テン、ニホンジカ等の多様な動物が生息し ている。

(2) 生息する鳥獣類(代表的な種を記載)

ア島類

○コゲラ、○サンショウクイ、○ヒガラ、○シジュウカラ、○ヒヨドリ、○メジロ、○クロツグミ、○キビタキ、ホトトギス、キジバト、アオバト、アカゲラ、アオゲラ、モズ、カケス、コガラ、ウグイス、ヤブサメ、エナガ、センダイムシクイ、ゴジュウカラ、コサメビタキ、オオルリ、キセキレイ、イカル、カワラヒワ、ホオジロ等

イ獣類

○ニホンジカ、○<u>ニホンカモシカ</u>(特別天然記念物)、○キツネ、○タヌキ、○ テン、○リス、ツキノワグマ、イノシシ、ノウサギ、イタチ、ハクビシン、アカ ネズミ 等

- ※ ○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣
- ※ アンダーラインは天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域を含む岡谷市においては、ニホンジカによる樹木の剥皮被害、野菜及び稲の食害、イノシシによる豆類及びイモ類の食害、ハクビシンによる果樹の食害等が確認されている。また当該地域を含む塩尻市においては、ニホンジカによる樹木の剥皮被害、野菜及び稲の食害や踏み荒し、イノシシによる野菜及び稲の食害や踏み荒し、ニホンザルによる野菜及び果樹の食害が確認されている。

塩尻市(全域)・岡谷市(全域)における主な農林業被害及び捕獲の状況は下表の とおり。

当該地域の農林水産物の被害状況【岡谷市】

令和3年度

_	13/14/3/1/2						
	加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害 (個体数調整含む)		狩 猟	
	加吉馬訊	<u> </u>		(千円)	許可件数	捕獲数	捕獲数
	ニホンジカ		カラマツ	10,019	1	591	22
	イノシシ	豆類、いも類		5	1	12	0
	ニホンザル	豆類等		3	1	1	
	カモシカ	野菜		1	0	0	
	ハクビシン	果樹		2	1	6	0

令和4年度

1-14 - 1/2	•					
加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟
加吉阿克		7汉吉州生初	(千円)	許可件数	捕獲数	捕獲数
ニホンジカ	野菜	カラマツ	10,131	1	422	14
イノシシ	麦類、いも類		41	1	19	3
ニホンザル	野菜		14	1	1	
ハクビシン	果樹		7	1	16	0

令和5年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟
加吉局訊	似音辰准彻	极音标准物	(千円)	許可件数	捕獲数	捕獲数
ニホンジカ	稲	カラマツ	10,301	1	463	66
イノシシ	野菜、いも類		335	1	37	5
ニホンザル	野菜、いも類		158	1	1	
カモシカ	野菜		120	0	0	
ハクビシン	野菜		1	1	18	0

[※]各年度の被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

当該地域の農林水産物の被害状況 【塩尻市】

令和3年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟
加吉局部			(千円)	許可件数	捕獲数	捕獲数
ニホンジカ	野菜	カラマツ、広葉樹	4,530	1	244	50
イノシシ	豆類、いも類、その他野菜		119	1	54	12
ニホンザル	豆類等、果樹		40	1	64	
カモシカ	野菜、稲、果樹		2,672	1	0	

令和4年度

FII. 1 A								
加害鳥獣	状 被害農産物 被害林産物		被害金額	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟		
加吉局訊	似 古辰准初	极音标准物	(千円)	許可件数	捕獲数	捕獲数		
ニホンジカ	野菜	カラマツ	2,459	1	221	67		
ツキノワグマ		ヒノキ	12,895	1	0	1		
イノシシ	稲、果樹		158	1	2	12		
ニホンザル	野菜		43	1	61			
カモシカ	果樹		1,052	1	0			

令和5年度

加害鳥獣	加宝典产物	被害農産物 被害林産物	被害金額	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟
加吉馬訊	似 古辰准彻		(千円)	許可件数	捕獲数	捕獲数
ニホンジカ	野菜	カラマツ	386	1	203	52
ツキノワグマ		ヒノキ	21,020	2	5	2
イノシシ	野菜、いも類		52	200	100	17
ニホンザル	野菜、いも類	苗木	94	1	63	
カモシカ	野菜、果樹	ヒノキ、カラマツ	24,959	1	2	

[※]各年度の被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

① 特別保護地区用制札

5本

② その他(補助版)

10 枚

塩嶺鳥獣保護区特別保護地区 関係者意見の概要

	一型限河司		'3 /3 3 F 7 H ,	<u> </u>	
職 名	氏名	賛成	条件付 賛成	反対	意見の概要
岡谷市長	早出 一真	0			
西堀区長	武井 富美男	0			
今井区長	丸山 貴志	0			
小井川区長	宮坂 勇	0			
間下区長	横内 由和	0			
諏訪森林組合長	藤森 良隆	0			
岡谷市観光協会長	薩摩 建	0			
諏訪猟友会 岡谷支部長 (岡谷猟友会会長)	宮下 猛	0			
日本野鳥の会諏訪支部長	杉山 直	0			
塩尻市耕地林務課長	田下高秋	0			
東山区長	松尾 伸吉		0		・猿の集団や熊発見のニュースもありました。保護も大切ですが、人の暮らしを守る活動にも力を入れてほしい。
松本ハイランド農業協同組 合	田中 均	0			
松本広域森林組合 築南支所長	上野 伸一郎	0			
塩尻市猟友会長	冨永 久喜	0			

